

長崎県地域貢献活動事業募集要項

平成 22 年 4 月 1 日に設立しました「長崎地域貢献活動センター」では、平成 25 年度も一般社団法人 長崎県建築士会の会員が地域住民等の方々と共に活動を行う場合、審査の上、建築士会の活動基金より助成をいたします。

主な助成内容等は下記のとおりですが、助成を受ける場合には、長崎県建築士会内の地域貢献活動委員会による審査があり、また活動の報告を行う義務があります。

さらに助成する団体には、本会正会員が必ず 1 名以上入っている必要があります。

助成申込書等は別紙のとおりとなっています。

記

1. 助成対象事業

①対象のテーマ

国内での活動に限り、地域のまちづくり、歴史的遺産の再生と活用、景観の保全、住環境の保全・整備、地域住宅づくり、地域防災、自然環境の保全・整備、その他地域活性化、社会サービス等をテーマとしている団体を助成対象とする。

②事業の継続

PR活動、相談会、講演等の一過性のイベント及び継続性のない単発の事業は助成対象としない。

③事業の期間

同一団体、同一テーマによる継続事業は3年を限度とする。

2. 助成限度額等

①助成限度額は、1件当たり50,000円とする。

②助成の交付を受けようとする者は、次の書類を活動センター委員会に提出し審査を受けなければならない。

ア、地域貢献活動基金助成申請書 第1号様式

イ、事業計画書 第2号様式

3. 申請期限

本年度は公表が遅くなりましたが、随時受け付けを行っています。

審査の結果、7月末までに助成等を決定することを基本としていますので、申込をお待ちしています。

4. 提出書類

- ・長崎県地域貢献活動基金助成申請書
- ・地域貢献活動事業計画書
- ・地域貢献活動収支予算書